介護予防・日常生活支援総合事業「通所型サービスＡ」運営規程

（事業の目的）

第１条　この規定は社会福祉法人盡誠会が設置運営する通所型サービスＡ（以下「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態等にある高齢者・事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条　事業者は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとする。

２　通所型サービスを実施するにあたり、必要に応じて、利用者の心身の状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するものとする。

３　通所型サービスの実施にあたっては、利用者の心身の機能、環境状況等を把握し、地域包括支援センター、医療機関及び稲敷市などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者本人ができることは利用者本人が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

４　前項のほか、稲敷市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　通所型サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名　称　通所型サービスＡ事業所　水郷荘

（２）　所在地　茨城県稲敷市幸田 1252

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）　管理者　１名

管理者は職員等の管理及び業務の管理を行う。

（２）　従事者　２名以上

通所型サービスの提供を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　営業日及び営業時間は次の各号に定めるとおりとする。

（１）　営業日　月曜日　（1 月 1 日～3 日を除く）
（２）　営業時間　午前８時から午後５時までとする。
（３）　サービス提供時間　午前 10 時 30 分から午後 0 時 30 分までとする。
（送迎時間は含まない。）

（実施単位及び利用定員）
第６条　実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。
（１）　実施単位　１単位
（２）　利用定員　３０名

（通所型サービスの内容）
第７条　通所型サービスの内容は、機能訓練、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、送迎とし、通所型サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。
（１）　通所型サービスの提供にあたっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むために必要な支援を行うため、必要に応じて、個別計画を作成する。
（２）　通所型サービスの提供にあたっては、利用者とコミュニケーションを図り、又はその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけるものとする。

（利用料その他費用の額）
第８条　利用料は稲敷市が定める額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
２　事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないもの（レクリエーション等にかかる費用等）は自己負担になるものとする。

（通常の事業の実施地域）
第９条　通常の事業の実施地域は、稲敷市とする。

（サービス提供に当たっての留意事項）
第 10 条　通所型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次の点に留意し行うものとする。
（１）通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めるものとする。
（２）通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わず、利用者の安全面に最大限配慮することとする。

（衛生管理）
第 11 条　事業者は、利用者の使用する施設、設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
２　事業者は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延を防止するために、必要な措置を講じるものとする。

（緊急時における対応）
第 12 条　従業者は、通所型サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）
第 13 条　事業者は、通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、地域包括支援センター及び稲敷市に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
２　前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録するものとする。
３　利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）
第 14 条　事業者は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。
２　通所型介護の提供中に天災、その他の災害が発生した場合従業者は、利用者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難誘導の指揮をとる。

（苦情処理等）
第 15 条　事業者は、提供した通所型サービスに対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。
２　前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
３　事業者は、介護保険法の規定により稲敷市及び国民健康保険団体連合会（以下「稲敷市等」という。）が行う調査に協力するとともに、稲敷市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
４　事業者は、稲敷市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（秘密保持）
第 16 条　従業者は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏ら

さないものとする。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
2　従業者であった者が、業務上知り得た利用者または、家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

（虐待防止）
第 17 条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
（1）　虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
（2）　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
（3）　その他虐待防止のために必要な措置
2　事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、稲敷市に通報するものとする。

（記録の整備）
第 18 条　事業者は、利用者に対する通所型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。
（1）　個別計画（作成が必要な場合）
（2）　提供したサービス内容等の記録
（3）　利用者に関する稲敷市への報告等の記録
（4）　苦情の内容等に関する記録
（5）　事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
2　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から５年間保存するものとする。

附　則
この運営規程は、平成２９年　４月　１日から施行する。
令和　２年　４月　１日から施行する。